

特定小売供給約款の変更認可申請 に係る対応について

2022年12月7日（水）

第28回 料金制度専門会合
事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

規制料金（特定小売供給約款料金）の位置づけ

- 2016年4月の電力小売全面自由化に際しては、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じることとされた。
- 当該経過措置は、2020年3月末をもって撤廃されたものの、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定した大手電力会社の供給区域において、引き続き、規制料金（特定小売供給約款料金）が存続されている。（※本年6月時点では、契約口数ベースで低圧の約5割が規制料金。）
- 大手電力会社は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則に基づいて特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときも、認可が必要である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった特定小売供給約款が以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
 - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
 - ② 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ③ みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

特定小売供給約款の変更認可申請に係る意見聴取

- 本年11月に、改正法附則第18条第1項の規定に基づいて、**大手電力会社（みなし小売電気事業者）5社**（東北電力・北陸電力・中国電力・四国電力・沖縄電力）から経済産業大臣に対し、**特定小売供給約款の変更認可申請**（以下「本申請」という。）が行われた。
- その上で、改正法附則第25条の5第1項第1号の規定に基づき、**経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会**（以下「委員会」という。）**に、本申請に係る意見聴取**があった。

変更認可申請日及び意見聴取日

申請事業者		事業者から経済産業大臣 への変更認可申請日	経済産業大臣から委員会 への意見聴取日
①	東北電力株式会社	11月24日	12月1日
②	中国電力株式会社	11月25日	
③	四国電力株式会社	11月28日	
④	沖縄電力株式会社	11月28日	
⑤	北陸電力株式会社	11月30日	

電力・ガス取引監視等委員会における今後の対応

- 経済産業大臣からの意見聴取を踏まえ、今月5日に開催された委員会において、本申請に係る査定方針案等について、料金制度専門会合（以下「当会合」という。）で中立的・客観的かつ専門的な観点で検討することとされたところ。
- これを受け、当会合では、本申請に係る特定小売供給約款料金が、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）」に則って算定されていることを前提に、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成28年4月制定）」に照らして妥当なものであるか、御検討をいただく。
- 具体的には、料金の算定・審査フロー（※7ページを参照）に沿って、本申請を行った各みなし小売電気事業者から申請内容を聴取し、査定方針案を御検討いただく。（※当会合で取りまとめた査定方針案は、委員会に報告し、委員会における審議を経て、経済産業大臣に対して意見回答が行われることとなる。）
- なお、当会合の検討過程では、改正法附則第22条に基づく「公聴会」や経済産業省が募集する「国民の声」を通じて寄せられた御意見や、関係省庁等からの御意見を踏まえることとする。

【参考】参照条文①

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8 （略）

（公聴会）

第二十二条 経済産業大臣は、附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項（特定小売供給約款に係るものに限る。）又は附則第十七条第一項（指定旧供給区域の増加に係るものに限る。）、第十八条第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かななければならない。

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

- 一 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二～六 （略）

2 （略）

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）

（認可料金の原価等の算定）

第二条 改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定しようとするみなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2・3 （略）

【参考】参照条文②

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成28年4月制定）

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項に定める特定小売供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

（1）この審査に当たっては、認可の申請がなされた特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。

（2）算定規則第2条における「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）」の算定については、みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）が申請した原価等について、その適正性を審査した上、当該申請を行った事業者（以下「申請事業者」という。）及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとする。

（3）算定規則における「料金の算定（算定規則第2章第2節）」については、料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められ、かつ、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものとならないよう、審査を行うものとする。

（4）これらの審査の結果については、申請事業者に対して指摘するものとする。

（5）この指摘を踏まえ、申請事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る料金は、改正法附則第18条第2項の認可要件に適合していると認められるものとする。

2. 用語の意義（略）

3. 原価算定期間

算定規則第2条における原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年とすることも認める。

特定小売供給約款料金の算定・審査フロー

＜前提条件＞

- 経営効率化努力
【取組の例】
 - ・新技術導入
 - ・資材調達効率化等
- 電力需要の想定
- 電源確保の計画

＜費用の精査＞

支出
(営業費)

- 人件費
- 燃料費
- 購入電力料
- 減価償却費
- 修繕費
- 原子力バックエンド費用
- 等

収入
(控除収益)

- 販売電力料 等

資金調達コスト
(事業報酬)

託送料金制度
(レベニューキャップ)

＜費用の配賦・レートメイク＞

非ネットワーク費用
(自由化部門)

非ネットワーク費用
(規制部門)

+

ネットワーク費用
(託送料金)

小売料金
(規制部門)

＜認可後＞

- 電気事業監査
各大手電力の業務・
経理の状況を監査
- 事後評価
規制部門の利益率が
必要以上に高くなって
いないか等を確認
- 部門別収支
自由化部門の赤字を
規制部門で補填して
いないか等を確認

料金制度専門会合における審査体制

- 変更認可申請に係る各費用項目については、それぞれ詳細なデータの確認等が必要である。
- そのため、以下のとおり、料金制度専門会合の委員3名で一組の審査チームを計4チーム設置し、審査チームごとに担当項目を設定することとしてはどうか。

各審査チームの委員構成・担当項目（案）

審査チーム				担当項目
チームA	安念	北本	華表	・ 経営効率化 ・ 人員計画・人件費 ・ 公租公課
チームB	河野	東條	圓尾	・ 購入・販売電力料 ・ 設備投資・事業報酬 ・ 修繕費
チームC	男澤	松村	山内	・ 燃料費 ・ 控除収益 ・ 費用の配賦・レートメイク・約款
チームD	梶川	川合	平瀬	・ 原子力バックエンド費用 ・ その他経費

（五十音順・敬称略）